

「市町村における児童家庭相談体制の整備」に関する論点（案）

I 市町村の児童家庭相談の役割

- (1) 市町村が担う機能について
- (2) 相談種別ごとの対応について

II 市町村の職員体制の確保・専門性の向上

- (1) 必要な職員の確保について
- (2) 専門性の向上、対応力の強化について

III 市町村の相談体制、都道府県との関係

- (1) 受理会議、ケース検討会議などの体制について
- (2) 夜間・休日等の体制について
- (3) 都道府県との役割分担・連携について

IV 要保護児童地域対策協議会（ネットワーク）による取組

- 要保護児童地域対策協議会の関わりについて

V 福祉事務所（家庭児童相談室）、児童家庭支援センターの扱い

VI 子育て支援サービスの活用による総合的支援の実施

VII 政令市の扱い

VIII その他

＜参考＞

I 市町村の児童家庭相談の役割

【前回の議論の概要】

- 市町村が担うのは、児童相談の窓口なのか、処遇（方針）を関係者と決める個別ケース対応なのか。
- 市町村の児童家庭相談には、①相談窓口と、②要保護児童対策協議会と、③相談種別の話がある。
- 相談種別と相談の流れを、機能に着目して整理した方が整理しやすいのではないか。
- 市町村で行う児童家庭相談について、虐待はともかく、障害や非行は緊急性が低く、扱いにくい。
- 市町村と県との具体的な事例のやりとりは現行ではぎくしゃくしている。

【市町村児童家庭相談援助指針】第1章第4節

第4節 児童家庭相談援助の流れ

相談援助業務の流れとしては、相談や通告を受け、当該ケースについての事実関係を整理するための調査等を行い、当該調査等の結果を踏まえ、必要な支援の内容を決定・実施し、その後のフォローを行うというものである。このことは児童相談所で受ける相談であれ、市町村で受ける相談であれ、基本的な流れは同じである。

ただし、市町村と都道府県には、法令上の権限、具体的に実施している事業に違いがあることから、そうした役割分担を踏まえ、互いが補いつつ、子どもの最善の利益を図るための相談援助業務を実施すること必要である。

市町村における相談援助活動は、基本的には、次のような過程を経て展開される。ただし、ケースに応じて②から④までを1つの会議で行うなど、柔軟に対応することとして差し支えない。

①相談・通告の受付

相談・通告を受け、問題の内容など必要な情報を把握する。また、必要に応じて指導、助言を行う。

②受理会議（緊急受理会議）

受け付けたケースのうち、継続的な関与が必要なケースなどについて協議を行い、当面の方針や主たる担当者等を決定する。また、緊急に受理会議を開催する必要がある場合には、隨時、緊急受理会議を開催する。

受理会議（緊急受理会議）の結果、緊急に児童相談所へ送致すべきケースについては速やかに児童相談所に送致する。

③調査

引き続き市町村において対応を検討することとされたケースについては、援助方針の決定に当たり必要な情報を把握するため、調査を行う。

必要に応じて、地域協議会その他の関係機関ネットワークの活用を図る。

④ケース検討会議

調査の結果を踏まえ、ケース検討会議を開催し、子ども、保護者に対する最も効果的な援助方針を決定する。援助方針の決定に当たっては、必要に応じて、地域協議会その他の関係機関ネットワークの活用を図る。

⑤市町村による援助、児童相談所への送致等

援助方針に基づき、市町村による援助、児童相談所への送致等を行う。

市町村による援助に当たっては、必要に応じて、地域協議会その他の関係機関ネットワークの活用を図る。

⑥援助内容の評価、援助方針の見直し及び相談援助の終結のための会議

適時適切に相談援助活動に対する評価を実施し、それに基づき、援助方針の見直しを行うとともに、相談援助活動の終結についてもその適否を判断する。これらを実施

するに当たっては、必要に応じて、地域協議会その他の関係機関ネットワークの活用を図る。

【市町村児童家庭相談援助指針】第3章

第3章 相談種別ごとの対応における留意事項

第1節 虐待相談

虐待及び虐待と思われる相談を受け付けた場合には、次のような点について調査、検討し、必要に応じて児童相談所や保健所等と協議を行いつつ、地域での支援の可否等について判断し、対応すること。

また、市町村で対応する場合においても、一時保護や医学的・心理学的な判定が必要なケースなど、より高度で専門的な対応が必要と考えられる場合には、児童相談所の技術的援助や助言を求める。また、子どもの保護の緊急性が高い場合には、児童相談所に速やかに送致するものとする。

- ① 安全確認調査（一時保護の要否）
- ② 施設入所等の要否
- ③ 親族の養育の可否
- ④ 心理・医学面等での判定の要否
- ⑤ 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターの利用の可否
- ⑥ （主任）児童委員の協力の可否
- ⑦ 地域の子育て支援の可否
- ⑧ 生活保護等の経済的支援の可否
- ⑨ その他保健・福祉・医療サービスの活用の可否

また、児童相談所で対応しているケースで見守りなどが必要な場合には、地域協議会等を通じて地域での見守りを実施すること。施設入所しているケースで家庭復帰が見込まれ、その環境調整やアフターケアなどが必要な場合には、児童相談所などに協力して対応すること。

なお、児童虐待の定義、虐待ケースへの支援の特質、保護者への対応等虐待相談に関する基本的な留意事項については、別添10参照。

第2節 遣児、迷子に関する相談

遺棄された子どもや迷子に関する相談を受け付けた場合には、警察に連絡し、その身元などについて調査・捜索を依頼すると共に、保護者が見つからないなど一時保護が必要な場合には、児童相談所に送致する。

第3節 養護相談（虐待相談を除く。）

保護者の死亡、家出、失踪、入院、離婚などの理由により、養護相談を受け付けた場合には、次のような点について検討し、地域での支援の可否について判断し、対応すること。必要と判断した場合には、児童相談所の技術的援助や助言を求める。

施設への措置が必要な場合など市町村では対応ができないと判断した場合には、児童相談所に送致すること。

- ① 一時保護の要否
- ② 施設入所等の要否
- ③ 親族の養育の可否
- ④ 保育所の利用の可否
- ⑤ （主任）児童委員の協力の可否
- ⑥ 地域の子育て支援の可否
- ⑦ 生活保護等の経済的支援の可否
- ⑧ その他保健・福祉・医療サービスの活用の可否

なお、施設入所しているケースで家庭復帰が見込まれ、その環境調整が必要な場合には、児童相談所などに協力して対応すること。

第4節 障害相談

肢体不自由、知的障害、発達障害等の障害相談を受け付けた場合には、次のような点について検討し、地域で保健、医療、福祉、教育等の関係機関等が連携して支援していくことの可否について判断し、対応すること。また、一時保護、心理・医学等判定、施設への通所・入所が必要なケースなどは、児童相談所と協議を行い、これを児童相談所

に送致すること。

なお、主として居宅において日常生活を営む身体に障害のある子ども又は知的障害のある子ども並びにその保護者からの相談については、既に、これらの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、市町村、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を行う事業（障害児相談支援事業）が行われているところである（児福法第6条の2第10号）。

- ① 一時保護の要否
- ② 施設入所等の要否
- ③ 心理・医学面等での判定の要否
- ④ 保育所の利用の可否
- ⑤ 通園施設等の利用の可否
- ⑥ 発達障害者支援センターの利用の可否
- ⑦ 学校・就学指導委員会等の教育機関との連携
- ⑧ 地域の子育て支援の可否
- ⑨ その他保健・福祉・医療サービスの活用の可否

第5節 非行相談

犯罪を犯した14歳以上の子どもについては、警察や家庭裁判所が対応することとなるため、基本的には①不良行為のある子ども、②ぐ犯行為のある子ども及び③14歳未満の触法行為のある子どもが相談の対象となる。

1. 不良行為相談

不良行為とは、飲酒、喫煙、家出や深夜はいかいなど、刑罰法令に触れないのはもちろん、ぐ犯行為にも当たらないような程度の非行のことである。不良行為は、これを繰り返し行うことにより非行を深化させ、犯罪行為等に発展するおそれがあるので、早期に適切に対応することが大切である。

不良行為に関する相談を受け付けた場合には、次のような点について検討し、地域での支援の可否について判断し、対応すること。相談の過程で非行内容が触法行為やぐ犯行為に該当することが判明し、かつ専門的な対応を必要としている場合などには、児童相談所と十分協議し、速やかに児童相談所に送致すること。また、犯罪行為を行っていたことが判明した場合等には、警察と十分協議し、対応すること。

- ① 一時保護の要否
- ② 心理・医学面等での判定の要否
- ③ 警察・学校等の関係機関との連携
- ④ その他保健・福祉・医療等のサービスの活用の可否

2. ぐ犯相談

ぐ犯行為とは、度重なる家出や深夜はいかい、暴走族や暴力団関係者など不道徳な人との交際、いかがわしい場所への出入り、性的逸脱など、将来刑罰法令に触れる行為を行うおそれがある問題行動のことである。（少年法第3条第1項第3号参照）

ぐ犯行為に関する相談を受け付けた場合には、次のような点について検討し、地域での支援の可否について判断し、対応すること。指導困難なケース、一時保護、心理・医学等の判定、施設入所を必要とするケースなど、より高度で専門的な対応が必要と考えられる場合には、児童相談所に送致すること。また、犯罪行為を行っていたことが判明した場合等には、警察と十分協議し、対応すること。

- ① 一時保護の要否
- ② 施設入所等の要否
- ③ 心理・医学面等での判定の要否
- ④ 警察・学校等の関係機関との連携
- ⑤ その他保健・福祉・医療等のサービスの活用の可否

3. 触法相談の場合

触法行為とは、刑罰法令に触れるものの子ども本人が14歳未満であるため刑事責任は問われない行為のことである。（少年法第3条第1項第2号）なお、子どもが14歳以上であれば犯罪行為となり、この場合は警察や家庭裁判所が対応することとなる。

触法行為に関する相談を受け付けた場合においては、家族と協力の上で再発防止に努めるとともに、次のような点について検討し、地域での支援の可否について判断し、対応すること。指導困難なケース、一時保護、心理・医学等の判定、施設入所などを必要とするケースなど、より高度で専門的な対応が必要と考えられる場合には、児童相談所に送致すること。また、触法少年に共犯者がいることが判明した場合等には、警察と十分協議し、対応すること。

- ① 安全確認調査（一時保護の要否）
- ② 施設入所等の要否
- ③ 心理・医学面等での判定の要否
- ④ 警察・学校等の関係機関との連携
- ⑤ その他保健・福祉・医療等のサービスの活用の可否

第6節 育成相談

1. 育児・しつけ相談（子育て相談）等

育児・しつけ相談（子育て相談）を受け付けた場合には、次のような点について検討し、地域での支援を行うこと。また、適正相談を受け付けた場合には、学校や公共職業安定所等の関係機関等との連携について検討し、必要な支援を行うこと。

- ① （主任）児童委員の協力の可否
- ② 地域の子育て支援の可否
- ③ その他保健・福祉・医療サービスの活用の可否

2. 不登校

不登校相談を受け付けた場合には、教育機関と十分な連携をとった上で、次のような点について検討し、地域での支援の可否について判断し、対応すること。一時保護、心理・医学面等での判定、施設入所が必要なケースなど、より高度な専門性を必要としている場合には、児童相談所に送致する。

- ① 安全確認調査（一時保護の要否）
- ② 施設入所等の要否
- ③ 心理・医学等での判定の要否
- ④ （主任）児童委員の協力の可否
- ⑤ 適応学級などの活用の可否
- ⑥ その他保健・福祉・医療サービスの活用の可否

3. ひきこもり

ひきこもり相談を受け付けた場合には、一般的に年齢が高く長期化しているケースが多いため、高度で専門的な対応を必要としていることから、基本的には児童相談所や精神保健福祉センター等に連絡すること。ただし、市町村相談機関での助言・指導や地域の子育て支援で援助が可能な場合には対応すること。

第7節 保健相談

保健相談を受け付けた場合には、次のような点について検討し、地域での支援を行うこと。複雑な問題を抱えているような困難ケース、より高度で専門的な対応を必要としているようなケースについては、保健所、医療機関等の技術的援助や助言を求めるこ

- ① 心理・医学等での判定の要否
- ② 地域の子育て支援の可否
- ③ その他保健・福祉・医療サービスの活用の可否

【現状】

○ 市町村児童家庭相談業務調査（市町村調査）問5（相談処理件数）

II 市町村の職員体制の確保・専門性の向上

【前回の議論の概要】

- 市町村と県児童相談所との短期的な人事交流が市町村の相談担当職員の人材育成に効果的。
- 小さな町では相談窓口の人事ローテーションが難しい。
- 市部と町村部で、町村では担当が一人のこと多く、共通部分と分けて考えるべき部分とがある。
- 市町村の相談窓口における担当職員の能力・特性や期待されているものを示すべき。

【市町村児童家庭相談援助指針】第1章第3節5.

5. 児童家庭相談援助の体制

(1) 必要な職員の確保

児童家庭相談については、福祉事務所や保健センターを含め、現に市町村が一定の役割を担っているが、今後とも、児童家庭相談に的確に対応できるよう、必要な職員を確保するとともに、児童家庭相談を担当する職員及び組織としての責任者を明確にしておくことが重要である。

具体的には、例えば児童福祉司たる資格を有する職員を配置する、市町村保健センターや福祉事務所（家庭児童相談室）の機能強化を図った上で積極的に活用する等の対応が考えられる。

(4) 児童家庭相談の質の向上

このような職責の重大性を考えれば、相談援助活動に携わる職員は、相談援助活動に必要な専門的態度、知識技術を獲得していることが必要であり、少なくとも、相談機関は研修のほか児童相談所や外部の専門家からの助言・指導を受けることなどにより職員の専門性の向上に努めなければならない。また、同時に職員自身も自己研鑽をし、専門性の向上に努めなければならない。

【現状】

- 市町村調査 問3（主たる相談窓口の担当職員）
問4（外部人材の活用による助言）
問10（研修の受講状況）
問12（児童家庭相談を実施する困難点～職員数、専門性）

III 市町村の相談体制、都道府県との関係

【前回の議論の概要】

- 市町村における、相談窓口、相談室などハード面についても議論が必要。

【市町村児童家庭相談援助指針】第1章第2節2.

2. 都道府県と市町村の役割分担・連携の基本的考え方

- (1) こうした都道府県と市町村の役割分担・連携については、まず市町村は、
 - ①第10条第1項第3号に掲げる業務（児童家庭相談に応じる等の業務）のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない（児福法第10条第2項）、
 - ②この児童家庭相談に応じる等の業務を行うに当たって、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない（児福法第10条第3項）
- こととされている。
他方、都道府県知事は、市町村の第10条第1項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができるのこととされている（児福法第11条第2項）。
- (2) このように、児福法においては、都道府県と市町村の間で適切な役割分担・連携を図りつつ、特に市町村に対しては、現在、市町村において実施されている母子保健サービスや一般の子育て支援サービス等をはじめ、虐待の未然防止や早期発見を中心とした積極的な取組を行うことを期待するものである。
具体的には、市町村については、
 - ①住民等からの通告や相談を受け、一般の子育て支援サービス等の身近な各種の資源を活用することで対応可能と判断される比較的軽微なケースについては、市町村を中心に対応する
 - ②ケースの緊急度や困難度等を判断するための情報収集を行い、立入調査や一時保護、専門的な判定、あるいは児童福祉施設への入所等の行政権限の発動を伴うような対応が必要と判断される困難なケースについては児童相談所に直ちに連絡する
 - ③施設を退所した子どもが安定した生活を継続できるよう、相談や定期的な訪問等を行い子どもを支え見守るとともに、家族が抱えている問題の軽減化を図るなど、自ら対応可能と考えられる比較的軽微なケースへの対応や、重篤なケースに関する窓口、自ら対応してきたケースについて、行政権限の発動を伴うような対応が必要となった場合の児童相談所への連絡等の進行管理を担うことが求められる。
- (3) 他方、都道府県（児童相談所）については、こうした市町村相互間の連絡調整や情報提供、市町村職員に対する研修の実施等の必要な援助を行うほか、
 - ①個別のケースに関する初期対応や支援の進捗状況の管理、行政権限の発動の必要性の判断も含め、児童家庭相談への市町村の対応について技術的援助や助言を行うとともに、
 - ②一般的の国民等から直接通告や相談を受け、あるいは市町村では対応が困難なケースの送致を受け、立入調査や一時保護、児童福祉施設への入所等の都道府県にのみ行使が可能な手段も活用しつつ、子どもやその保護者に対する専門的な支援を行う
 - ③施設を退所した子どもが安定した生活を継続できるよう、子どもやその保護者に対し、児童福祉司指導などの専門的な支援を行うことが求められる。
- (4) 都道府県（児童相談所）と市町村の役割分担・連携の基本的考え方は以上のとおりであるが、児童家庭相談に関して「軽微」あるいは「専門的」と判断する具体的な基準については、市町村や都道府県の児童家庭相談体制にもよることから、当面、上記の考え方を踏まえつつ、自ら対応することが困難であると市町村が判断したケースについては、都道府県（児童相談所）が中心となって対応することを基本に、都道府県（児童相談所）と市町村の役割分担・連携の具体的なあり方について十分調整を図り、児童家庭相談への対応に万全を期すことが必要である。なお、以上を踏まえ、市町村と児童相談所における相談援助活動の系統図を示すとおおむね別添1のとおりである。

【市町村児童家庭相談援助指針】第1章第3節5.

(3) 組織的対応

調査に当たっては、複数の職員で行ったり、状況の把握や対応の方向性については、幅広い観点からの議論を踏まえた確実な意思決定を行うよう組織的対応の徹底が重要である。特に虐待相談や非行相談など、複雑な背景がある相談については、担当者が一人で抱え込まないことが重要である。

(6) 休日・夜間の体制

市町村は、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所等と緊密に連携し、夜間、休日等の執務時間外であっても相談・通告を受けて適切な対応が採れるよう所要の体制を整備することが必要である。

例えば、当直体制の整備など、自らが通告を受けて適切な対応が取れるような体制の確保に努めるほか、夜間、休日等の執務時間外における電話等による通告の受理について、

① 複数の市町村、都道府県の設置する福祉事務所が広域で連携し、輪番制等により担当する。

② 児童家庭支援センターなどの民間の相談機関に対応を委託する。

③ 児童相談所の担当区域内の市町村、都道府県の設置する福祉事務所への通告については、児童相談所に自動転送し、児童相談所において対応する。

といった手法により対応することとし、通告受理後の対応はケースの緊急度等に応じて行うといった体制を整備することが考えられる。

なお、児童家庭児童家庭支援センターなどの民間の相談機関に対応を委託する場合には、通告内容に関する秘密の保持を徹底するようにすることが必要である。

(7) 相談・通告窓口等の地域住民等への周知

問題の早期段階での相談・通告等を促すため、あらゆる機会や多様な媒体を活用して、市町村における相談援助活動の内容や相談窓口等について、地域住民、関係機関等への周知に努める。また、学校などを通じて、子ども自身にこれらの内容の周知に努めることも必要である。

【現状】

- 市町村調査 問6（受理会議）
　　問7（ケース検討会議）
　　問8（夜間・休日の対応）
　　問9（業務マニュアルの有無）
　　問11（都道府県（児童相談所等）からの後方支援）

IV 要保護児童地域対策協議会（ネットワーク）による取組

【前回の議論の概要】

- 個別ケース対応については地域協議会に担わせるのか。
- 地域協議会と市町村窓口の関係が不明瞭であり、モデルを示すべき。
- 発見から集結までの一つのケースの流れを、協議会の機能のイメージを作つて議論した方が整理しやすいのではないか。個別ケースを動かすことを想定するのか、代表者レベル会議で仕組み作りを行うのか、だいぶ異なる。

【市町村児童家庭相談援助指針】第1章第4節

第4章 要保護児童対策地域協議会

第1節 要保護児童対策地域協議会とは

3. 対象児童

地域協議会の対象児童は、児福法第6条の3に規定する「要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）」であり、虐待を受けた子どもに限らず、非行児童なども含まれる。

第3節 要保護児童対策地域協議会の運営

1. 業務

- (1) 地域協議会は、要保護児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う（児福法第25条の2第2項）。
- (2) 地域協議会については、個別の要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うことを念頭に、要保護児童対策調整機関や地域協議会の構成員に対する守秘義務が設けられており、個別のケースについて担当者レベルで適時検討する会議（個別ケース検討会議）を積極的に開催することはもとより、構成員の代表者による会議（代表者会議）や実務担当者による会議（実務者会議）を開催することが期待される。

現在、市町村で取組が進みつつある児童虐待防止ネットワークについては、市町村の規模や児童家庭相談体制にもよるが、以上のような三層構造となっていることが多い。

【代表者会議】

- ・ 地域協議会の構成員の代表者による会議であり、実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催される。
- ・ ネットワークを構成する関係機関の円滑な連携を確保するためには、各関係機関の責任者（管理職）の理解と協力が不可欠であり、実務者レベルにとどまらず、責任者（管理職）レベルでの連携を深めることで、関係機関等の共通認識が醸成されるとともに、実務者レベルで人事異動があった場合においても、責任者（管理職）の理解があれば、連携の継続性が保たれ、支援の質の低下を最低限に抑えることが可能となる。
- ・ 会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。
 - ①要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
 - ②実務者会議からの地域協議会の活動状況の報告と評価

【実務者会議】

- ・ 実務者会議は、実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。
 - ①定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
 - ②要保護児童の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握
 - ③要保護児童対策を推進するための啓発活動
 - ④地域協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

【個別ケース検討会議】

- ・ 個別の要保護児童について、その子どもに直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、その子どもに対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される。その対象は、当然のことながら、虐待を受けた子どもに限られるものではない。
- ・ 個別ケース検討会議の構成員も、地域協議会の構成員である以上、守秘義務が課せられているので、関係機関等の間で積極的な情報提供を行い、要保護児童に対する具体的な支援の内容等を検討することが期待される。
- ・ 会議における協議事項としては次のようなものが考えられる。
 - ①要保護児童の状況の把握や問題点の確認
 - ②支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
 - ③援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
 - ④ケースの主担当機関とキーパーソン（主たる援助者）の決定
 - ⑤実際の援助、支援方法、支援スケジュール（支援計画）の検討
 - ⑥次回会議（評価及び検討）の確認
- ・ なお、各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース検討会議で決定した事項については、記録するとともに、その内容を関係機関等で共有することが重要である。

2. 相談から支援に至るまでの流れ

個別の相談、通報から支援に至るまでの具体的な流れについては、地域の実情に応じて様々な形態により運営されることとなるが、一つのモデルを示すと以下のとおりとなる。

【相談、通報受理】

- ・ 関係機関等や地域住民からの要保護児童の相談、通報は事務局が集約する。
- ・ 事務局は相談、通報内容を相談・通報受付票（別添4参照）に記録する。
- ・ 事務局は、関係機関等に事実確認を行うとともに、子どもの状況、所属する集団（学校・保育所等）、親や子どもの生活状況、過去の相談歴等、短期間に可能な情報を収集する。

【緊急度判定会議（緊急受理会議）の開催】

- ・ 緊急度判定会議を開催。相談・通報受付票をもとに、事態の危険度や緊急度の判断を行う。
- ・ 緊急度判定会議は、ケースに応じ参加機関を考え、隨時開催する。電話連絡などで協議するなど柔軟な会議運営に心がける。
- ・ 会議の経過及び結果は、会議録に記載し保存する。
- ・ 緊急の対応（立入調査や一時保護）を要する場合は、児童相談所に通告する。
- ・ 緊急を要しないが地域協議会の活用が必要と判断した場合は、個別ケース検討会議の開催や参加機関を決定する。

【調査】

- ・ 地域協議会において対応することとされたケースについては、具体的な援助方針等の決定するに当たり必要な情報を把握するため、調査を行う。

【個別ケース検討会議の開催】

- ・ 緊急度判定会議（緊急受理会議）で決定した参加機関を集め、個別ケース検討会議を開催する。
- ・ 個別ケース検討会議において、支援に当たっての援助方針、具体的な方法及び時期、各機関の役割分担、連携方法、当該ケースに係るまとめ役、次回会議の開催時期などを決定する。
- ・ 会議の経過及び結果は、会議録に記入し、保存する。

【関係機関等による支援】

- ・ 援助方針等に基づき、関係機関等による支援を行う。

【定期的な個別ケース検討会議の開催】

- ・ 適時適切に相談援助活動に対する評価を実施し、それに基づき、援助方針等の見直しを行うとともに、相談援助活動の終結についてもその適否を判断する。

3. 役割分担

個別ケースごとの関係機関等の役割分担については、それぞれのケースに関する個別ケース検討会議で決定するべき事項であるが、主なものは以下のとおりである。

【主たる直接援助機能】

- ・ 日常的に具体的な場面で子どもや家族を支援する機関（者）
- ・ 当然ながら、子ども、保護者ともに同じ機関が支援を行うことや、複数の機関が子どもや保護者に対して支援を行うことが考えられる。

【とりまとめ機能（個別ケース検討会議の開催等の事務的な作業を行う）】

- ・ 主たる援助機関等から要請を受けて、個別ケース検討会議を開催する。（会議の招集の実務は地域協議会の事務局が行う場合もある。）
- ・ 個別ケース検討会議で決定された支援の進捗状況についての連絡調整や情報の整理を行う。
- ・ 主たる援助機関等のうち、最も関わりの深いものが、この機関となることも考えられる。

【ケースマネジャー機能（危険度の判断等を行う）】

- ・ ケース全体について責任を負い、危険度の判断や支援計画を作り、進行管理を行う。
- ・ 必要に応じて、立入検査や一時保護の権限を有する児童相談所と連携を図りながら対応することが適当である。

V 福祉事務所（家庭児童相談室）、児童家庭支援センターの扱い

【前回の議論の概要】

- 家児相の設置状況は、市町村合併で動きが出てくるのではないか。
- 児童家庭支援センターに対する期待と現状を踏まえた評価を示すべき。
- 北海道の児童家庭支援センターは児相のカバーを地域的にもイメージして作られている。

VI 子育て支援サービスの活用による総合的支援の実施

【前回の議論の概要】

- つどいの広場などが相談の機関としてどれくらい可能性があるのか、評価しているのか。
- ふれあい親子サロンは、虐待の早期発見・予防と言うところではかなり有効な位置づけができる。

VII 政令市の取扱い

VIII その他